

感染症法の見直しについて

平成26年1月
厚生労働省健康局結核感染症課

感染症法の見直しについて

経緯

- 第6条に規定する感染症の範囲及びその類型は、少なくとも5年ごとに、医学医療の進歩の推移、国際交流の進展等を勘案しつつ検討するとされている（感染症法制定時附則第2条）
- 前回、感染症の範囲及びその類型を見直したのは、平成20年に新型インフルエンザ等感染症という類型が設けられたときであり、それ以来、感染症の範囲及びその類型は見直されていない。また、平成20年改正時の附則においても、改正後の規定の施行状況に関し5年後の検討規定あり。
- 今般、前回の見直しから5年が経過していることから、医学医療の進歩の推移、国際交流の進展等を勘案しつつ感染症の範囲及びその類型の見直し等について検討する必要あり。また、あわせて、その他所要の検討を行う。

検討の必要な事項

- 感染症・病原体の感染症法上の位置づけ（H7N9など）
- 感染症サーベイランス体制の整備・強化（検査体制に係る規定の整備など）
- その他